

令和8年7月1日

令和8年第2回神奈川県議会定例会

# 文教常任委員会報告資料

教育委員会

## 目 次

ページ

1	「新かながわグランドデザイン 評価報告書2025」について……………	1
2	高校教育改革の新たな取組について……………	5
3	令和7年度学校生活全般におけるセクシュアル・ハラスメントの実態把握に関する 調査結果について……………	7
4	かながわ人権施策推進指針の改定について……………	11
5	教員の働き方改革の取組状況について……………	17
6	新たな職「主務教諭」の導入について……………	19
7	公立中学校における部活動の地域展開に係る神奈川県の方針素案について……………	21
8	県立学校における部活動の貸切バス移動の実態把握に関する調査結果 について……………	24
9	令和7年度学校生活全般における体罰等の実態把握に関する調査結果 について……………	27
10	児童・生徒を「闇バイト」等の犯罪に加担させないための取組について……………	32

## 1 「新かながわグランドデザイン 評価報告書 2025」について

### (1) 趣旨

令和6年3月に策定した「新かながわグランドデザイン 実施計画」に係る取組状況について政策評価を行い、その結果を公表するとともに、県民からの意見を募集し、寄せられた意見を政策運営の改善に活用するため、「新かながわグランドデザイン 評価報告書 2025」を作成する。

### (2) 経過

- ・ 令和6年11月22日開催の総合計画審議会にて「新かながわグランドデザイン 実施計画」の進行管理について審議し、了承された。
- ・ 令和7年6月6日開催の総合計画審議会にて令和6年度の評価結果について整理した「新かながわグランドデザイン 評価報告書2024」を審議し、了承された。
- ・ 令和8年6月5日開催の総合計画審議会にて令和7年度の評価結果について整理した「新かながわグランドデザイン 評価報告書2025」を審議し、了承された。

### (3) 特徴

- ・ 県の重点施策を分野横断的に取りまとめた13のプロジェクトについて、県の事業部局による一次評価を行い、その上で、政策評価の客観性を確保するため、総合計画審議会が第三者の立場から二次評価を行った。
- ・ 各プロジェクトの進捗状況について、毎年度の目標値を設定しているKPIの達成状況に加え、事業の取組状況、関連する統計データ、指標の動向や社会環境の変化などを踏まえ、総合的に分析を行った。なお、関連する統計データは、ロジックモデルを意識した上で、できる限り、全国や他団体との比較が可能なデータを選定した。
- ・ 県民に分かりやすく示すため、「順調に進んでいる」、「概ね順調に進んでいる」、「やや遅れている」、「遅れている」の4段階で、評価結果を示すとともに、今後対応が求められる課題や対応の方向性を整理した。

(4) プロジェクトの最終評価結果（総合計画審議会による二次評価）

13のプロジェクトのうち、プロジェクト全体の進捗状況が「順調に進んでいる」は6、「概ね順調に進んでいる」は6、「やや遅れている」は1、「遅れている」は0であった

No.	プロジェクト名	二次評価
テーマⅠ 希望の持てる神奈川		
1	子ども・若者	概ね順調に進んでいる
2	教育	順調に進んでいる
3	未病・健康長寿	概ね順調に進んでいる
4	文化・スポーツ	概ね順調に進んでいる
5	観光・地域活性化	順調に進んでいる
テーマⅡ 持続的に発展する神奈川		
6	経済・労働	順調に進んでいる
7	農林水産	順調に進んでいる
8	脱炭素・環境	概ね順調に進んでいる
テーマⅢ 自分らしく生きられる神奈川		
9	生活困窮	概ね順調に進んでいる
10	共生社会	やや遅れている
テーマⅣ 安心してくらすせる神奈川		
11	くらしの安心	概ね順調に進んでいる
12	危機管理	順調に進んでいる
テーマⅤ 神奈川を支える基盤づくり		
13	都市基盤	順調に進んでいる

(5) 公表

- ・ 今後、評価報告書の内容を公表、県民の意見を募集（令和9年1月31日まで）し、寄せられた意見等を計画推進の参考にする。
- ・ 評価報告書は、県のホームページで公表するとともに、県政情報センターや地域県政情報コーナーで閲覧できるようにする。
- ・ また、概要版を県政情報センター、県主催イベントなどで配布する。

【参考】総合計画審議会の評価結果一覧 <「参考資料」参照>

テーマ	プロジェクト名	総合計画審議会による二次評価のポイント
I 希望の持てる神奈川	1 子ども・若者	概ね順調に進んでいます。 「『安心して子どもを生み育てられる環境が整っていること』に関する満足度」の指標は、昨年度から横ばいであり、待機児童問題についても、過去から継続して取り組んでいるにもかかわらず、未だ解消に至っていないため、今後の動向を注視する必要があります。一方、「『かながわ子育て応援パスポート』の協力施設数」や「子どもの意見をきくための意見表明等支援員の登録者数」などが目標を達成していることから、県の一次評価は妥当であり、「概ね順調に進んでいる」と評価します。
	2 教育	順調に進んでいます。 教員の働き方改革に関する取組により教員の長時間労働が改善傾向にあることに加え、「将来の夢や目標を持っている児童の割合（公立小学校）・生徒の割合（公立中学校）」をはじめとした指標の動向が上昇傾向であることなどから、県の一次評価は妥当であり、「順調に進んでいる」と評価します。
	3 未病・健康長寿	概ね順調に進んでいます。 「『かながわ治療と仕事の両立推進企業』認定企業数」などが目標に達していないが、「チームオレンジ」の設置数が増加傾向にあり、関連する統計データの「特定健康診査実施率」が上昇傾向にあるなど、未病改善を目的とした取組が概ね予定どおり進んでいることから、県の一次評価は妥当であり、「概ね順調に進んでいる」と評価します。
	4 文化・スポーツ	概ね順調に進んでいます。 スポーツに関する取組では、スポーツ実施率にかかわる指標が現況値を下回っているものの、子どものスポーツ実施率は改善傾向にあり、また、文化芸術に関する取組では、「共生共創事業の参加者（出演者、観覧者等）満足度」などが目標に達成していることから、県の一次評価は妥当であり、「概ね順調に進んでいる」と評価します。
	5 観光・地域活性化	順調に進んでいます。 観光の振興に向けた取組では、「延べ宿泊者数」などが目標に達しており、また、移住・定住の促進に向けた取組では、「移住・定住関連のウェブサイトのページビュー数」などが目標に達しているほか、県の働く世代（15～64歳）の社会増減数が、対東京都心部（東京23区）で転入超過に転じたことなどから、県の一次評価は妥当であり、「順調に進んでいる」と評価します。
II 持続的に発展する神奈川	6 経済・労働	順調に進んでいます。 県外・国外からの企業誘致や県内企業の投資の促進、多様な人材の活躍促進に向けた取組が予定どおり進捗していることなどから、県の一次評価は妥当であり、「順調に進んでいる」と評価します。
	7 農林水産	順調に進んでいます。 農林水産業の担い手の確保など、長期的な課題はあるものの、農地集積などの取組が順調に進んでいることなどから、県の一次評価は妥当であり、「順調に進んでいる」と評価します。
	8 脱炭素・環境	概ね順調に進んでいます。 温室効果ガス全体の排出量に関する指標については、国際情勢の影響などにより、2030年度の目標達成が危ぶまれるため、今後の動向を注視していく必要があります。一方で、省エネルギー化や太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入などが進んだことなどにより、2013年度と比較して31.5%の削減となったことから、県の一次評価は妥当であり、「概ね順調に進んでいる」と評価します。

テーマ	プロジェクト名	総合計画審議会による二次評価のポイント
Ⅲ 神奈川 自分らしく生きられる	9 生活困窮	概ね順調に進んでいます。 困難な問題を抱える女性への支援、孤独・孤立に悩む方への社会とのつながりの支援といった取組は予定どおり進捗しており、県による一次評価では「順調に進んでいる」としているが、一方で、子どもの貧困化や、急激な物価高騰などの社会環境の変化に伴い生活保護家庭が増加している現状などを踏まえ、「概ね順調に進んでいる」と評価します。
	10 共生社会	やや遅れています。 「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念の普及啓発や障がい児・者が望むくらしの実現に向けた取組に遅れが出ていることなどから、県の一次評価は妥当であり、「やや遅れている」と評価します。
Ⅳ 安心してくらしらせる神奈川	11 くらしの安心	概ね順調に進んでいます。 特殊詐欺やサイバー犯罪の認知件数が増えている中、「犯罪や交通事故がなく安全安心してくらしらせることに関する満足度」などの指標が低下しており、今後の動向を注視していく必要があります。一方で、KPI の平均達成率は減少しているものの、犯罪・交通事故防止、消費者トラブル対策などの主な事業の取組が予定どおり進捗していることなどから、県の一次評価は妥当であり、「概ね順調に進んでいる」と評価します。
	12 危機管理	順調に進んでいます。 ビッグレスキューの実施などによる災害救助対応力の強化や道路の防災対策、土砂災害防止施設の整備などの取組が予定どおり進捗していることから、県の一次評価は妥当であり、「順調に進んでいる」と評価します。
Ⅴ 神奈川を支える 基盤づくり	13 都市基盤	順調に進んでいます。 道の駅「湘南ちがさき」を計画どおり供用開始したことに加え、埼玉県八潮市における下水管破損に起因する道路陥没事故を受けた迅速な調査等を実施したこと、県立都市公園の利用者数が順調に推移していることなどから、県の一次評価は妥当であり、「順調に進んでいる」と評価します。

## 2 高校教育改革の新たな取組について

### (1) 趣旨

国は令和8年2月に「高校教育改革に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を公表し、基本方針を踏まえ、各都道府県において「高等学校教育改革実行計画（仮称）」（以下「実行計画」という。）の策定を求めている。

あわせて、実行計画の策定に先立って基本方針の実現に向けたパイロットケースを創出するための「産業イノベーション人材育成等に資する高等学校等教育改革促進事業」（以下「先導拠点事業」という。）の公募を開始した。

### (2) 先導拠点事業について

#### ア 概要

国の基本方針の実現のために、パイロットケースとして先導的な学びのあり方を構築する高校（以下「先導拠点」という。）を次の3つの類型において創出する。

<類型1>アドバンスト・エッセンシャルワーカー（※）等育成支援

<類型2>理数系人材育成支援

<類型3>多様な学習ニーズに対応した教育機会の確保

※ デジタル技術等も活用して、現在よりも高い賃金を得るエッセンシャルワーカー

#### イ 対応

3つの類型が示す方向性を踏まえ、本県の現状と課題から、類型ごとに先導拠点を3校選定し、具体的な取組内容、必要となる施設・設備について、5月15日、国に申請した。

併せて、第2回県議会定例会に、実行計画の策定や先導拠点事業に係る体制構築の予算を6月補正予算案として提案した。

#### ウ 審査結果と今後の予定

6月30日、国から審査結果が公表され、本県が申請した3校すべて不採択とされた。

今後、国の指摘事項を踏まえ、改めて、追加公募に3校を申請する予定。

(3) 実行計画について

ア 概要

国の基本方針を踏まえ、本県の実情等を勘案し、先導拠点の取組を含め、県内の高校改革を広く進めていくための方針を定める。

イ 対応

国の基本方針を踏まえた本県の実行計画の検討を進め、令和8年度中に策定する。

ウ 今後の予定

令和8年9月	第3回県議会定例会文教常任委員会に骨子案を報告
10月	骨子案に対するパブリックコメントの実施
12月	第3回県議会定例会文教常任委員会に素案を報告
令和9年3月	第1回県議会定例会文教常任委員会に実行計画案を報告
	教育委員会会議に実行計画案を付議
	実行計画公表

### 3 令和7年度学校生活全般におけるセクシュアル・ハラスメントの実態把握に関する調査結果について

#### (1) 調査の概要

##### ア 調査の目的

県立学校におけるセクハラ防止に向けて、教職員及び生徒のセクシュアル・ハラスメントに関する理解を深めるとともに、セクハラの実態を把握し、被害に対応する。

##### イ 調査対象等

(ア) 県立高等学校（全課程）134校、県立中等教育学校（後期課程）2校、県立特別支援学校（高等部）29校の全ての生徒及び教職員（外部指導者を含む）。

(イ) 調査対象人数は、生徒約115,000人、教職員等約16,000人。

##### (ウ) 調査内容

a 生徒自身が受けたセクハラの実態

b 生徒が実際に見たり相談されたりした、他の生徒が受けたセクハラ被害の実態

c 学校生活以外のセクハラで悩んでいた、困っていたりする生徒の実態等

d 学校生活全般における教職員等による児童・生徒へのセクハラの有無と実態

##### ウ 調査対象期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで（7月と12月の年2回に分けて調査実施）。

##### エ 調査方法

(ア) 生徒は、パソコン、スマートフォン等から回答又は学校で配付する回答用紙を県教育委員会に郵送（無記名回答も可）。

(イ) 教職員等は、原則、回答用紙に記名の上で校長に提出（自分以外の教職員等の行為についての回答は無記名での提出も可）。

(2) 調査の結果（概要）

ア 生徒を対象とした調査

(ア) 被害状況

a 被害の内訳

令和7年度				令和6年度			
自分自身の被害	他の生徒の被害	学校生活外の悩み	計	自分自身の被害	他の生徒の被害	学校生活外の悩み	計
100	73	48	221	91	81	33	205

b 「自分自身が被害を受けた」の行為者及び被害内容  
 （被害内容は複数回答可）

行為者 (下段：人数)	令和7年度					令和6年度				
	先生	生徒	部活動の指導者	その他	計	先生	生徒	部活動の指導者	その他	計
被害内容	33	66	0	1	100	36	50	1	4	91
必要もないのに体を触られた	14	25	0	0	39	12	22	0	2	36
性的なからかいや冗談などを言われた	5	13	0	0	18	14	20	0	2	36
着替え中に部屋に入ってきた	6	10	0	1	17	4	5	0	0	9
携帯電話などで性的なメッセージや画像を送られた	0	8	0	0	8	0	6	0	0	6
携帯電話などで性的なメッセージや画像を送るよう迫られた	0	4	0	0	4	0	2	0	0	2
キスや性的な関係を求められた	0	3	0	0	3	0	7	0	0	7
「女(男)にはまかせられない」「男(女)らしくない」など性別により決めつけられた	0	1	0	0	1	5	4	0	0	9
その他	14	28	0	0	42	15	15	1	0	31
件数合計（延べ）	39	92	0	1	132	50	81	1	4	136

※行為者「その他」の具体的内容：施設管理者  
 ※被害内容の件数が多い順に並べている

(イ) 被害の回答に対する当該校の調査結果

a 先生を行為者とする被害の特定状況

	令和7年度	令和6年度
特定件数	39(27人)	45(30人)
回答件数	82	82
特定率	47.6%	54.9%

※同一人物に複数の回答がある場合があり、特定件数と人数が不一致

※回答件数の82件は、行為者を先生として回答した「自分自身が被害を受けた」と「他の生徒が被害を受けた」の件数の合計である。

b 当該校の対応

当該校の校長に対して事実確認等の調査及び対応を依頼し、校長は、加害教職員が判明した場合は当該教職員に直接指導し、判明しなかった場合も全教職員や生徒に対する注意喚起等を行った。

イ 教職員等を対象とした調査

(ア) 回答状況

	令和7年度	令和6年度
回答のあった学校数	3	3
本人の申告	0	0
他教職員からの目撃情報等 (そのうち、無記名の回答)	4 (0)	5 (2)

※無記名回答は、令和6年度調査から実施

(イ) セクハラ行為の内容（複数回答あり）

「生徒との距離感の近さ」2件、「不適切な発言」2件

(3) 総括

- 被害状況について、回答数が令和6年度調査と比較して16件増の221件となっており、その中で「自分自身が被害を受けた」とする回答が9件、「学校生活外の悩み」とする回答が15件それぞれ増加している。
- 「自分自身が被害を受けた」とする案件の行為者として、先生（教職員）を行為者とする件数が減少（36件→33件）した一方で、生徒を行為者とする件数は増加（50件→66件）している。

- 「自分自身が被害を受けた」とする案件の具体的な内容は、「必要もないのに体を触られた」とする回答が依然として多く、「性的なからかいや冗談などを言われた」は減少している。
- 教職員等を対象とした調査では、他教職員等を対象とした目撃情報等があり、セクハラ行為の内容としては、「生徒との距離感の近さ」が2件、「不適切な発言」が2件であった。

#### (4) 今後の対応

県立学校におけるセクハラを許さない学校風土づくり、人権教育の一層の推進に向けて、総合教育センターで実施する研修等や今回の調査結果及び調査結果に基づく具体例などを示した「神奈川県教育委員会不祥事防止職員啓発・点検資料」を活用した校内研修等を行い、教職員のセクハラ未然防止に向けた意識啓発を行う。

また、啓発資料等を活用して、「生命（いのち）の安全教育」の視点を踏まえつつ、セクハラ行為についての生徒の意識向上を図るとともに、被害を受けた場合の相談方法や相談窓口の周知等を行う。

#### 4 「かながわ人権施策推進指針」の改定について

##### (1) 趣旨

人権意識調査やかながわ人権政策推進懇話会等の意見を受け、令和8年度中にかながわ人権施策推進指針の改定を行うこととし、骨子案を報告する。

##### (2) 改定の経緯

- ・ 本県における人権施策の根幹となる「かながわ人権施策推進指針（改定版）」（以下「指針」という。）は、平成15年の策定後、東日本大震災の発生をはじめとした社会情勢の変化に対応するため、平成25年3月に改定を実施した。
- ・ その後、「津久井やまゆり園事件」の発生や、コロナ禍における医療従事者等への差別問題、ヘイトスピーチやインターネット上の人権侵害の急増などが新たに生じている状況を鑑み、これらの人権課題に対する県の姿勢を明確にするため、令和4年3月に第2次改定を実施した。
- ・ その際、今後は5年を目途として、社会情勢の変化等を勘案し、改定の必要性を検討することを定めており、前回の改定から5年を迎える令和8年度中に指針を改定することとしたい。

##### (3) 改定の概要

人権意識調査の結果や当事者等へのヒアリングの検証及びかながわ人権政策推進懇話会における議論等を進め、社会情勢の変化を踏まえた上で、指針の改定を行う。

###### ア 人権意識調査の結果

###### (ア) 実施概要

- ・ 調査対象 県内に在住する18歳以上の個人 3,047人
- ・ 調査方法 インターネットモニター調査
- ・ 調査期間 令和7年10月28日（火）～10月30日（木）
- ・ 標本構成 18～39歳の男女、40～59歳の男女、60歳以上の男女の計6区分について、それぞれ各500人程度

###### (イ) 主な調査結果

###### 【人権全般について】

- 「人権が尊重されていないと感じる」と回答した人の割合  
全回答者（3,047人）のうち、「日常生活で自身または周囲の

人の人権が尊重されていないと感じる」と回答した人は19.3%であった。

また、その具体的な内容を問う設問への回答は、「職場や学校でパワーハラスメントを受けた」が40.4%と最も多く、次いで「身近な人からのモラルハラスメント（言葉や態度による精神的嫌がらせ）を受けた」が30.7%、「学校でいじめ・嫌がらせを受けた」が22.1%だった。

○ 誰に相談したか

「日常生活で自身または周囲の人の人権が尊重されていないと感じる」と回答した人に、相談した相手を問う設問への回答は、「誰にも相談しなかった」が57.9%と最も多かった。

○ 人権教育・啓発について

各分野の人権課題や施策を問う設問で、「わからない」「特にない」といった回答が30%程度あり、全体的に人権課題への関心の低さが懸念される結果であった。特に、「外国籍県民等」と「性的マイノリティ」の分野の設問では40%以上が「特にない」と回答した。

また、人権施策を推進していくために重要なことを問う設問において「学校における人権教育を充実すること」が最も多く、人権教育の促進のために必要なことを問う設問においては「子どもだけでなく保護者も最新の人権課題を学べる機会を作る」が最も多かった。

【各分野について】

○ 障がい者

障がい者の人権に関する課題を問う設問で、「障がいについての理解が十分でないこと」と回答した人が最も多かった。また、必要な施策を問う設問では、「障がい者本人の意思を尊重する」が最も多かった。

○ 同和問題（部落差別）

同和問題（部落差別）を知らないと回答した人が全体の34.3%であった。

○ インターネットによる人権侵害

どのような問題が起きていると思うかを問う設問で、「個人や特定の団体への誹謗中傷や差別を助長する書き込み」と回答した人が最も多かった。

○ 働く人の人権

指針に追加したほうが良いと思う人権課題として「働く人の人権（カスタマーハラスメントなどの問題）」が最も多かった。

イ かながわ人権政策推進懇話会及び当事者からの主な意見

人権意識調査のほか、今後の指針改定に関するかながわ人権政策推進懇話会及び当事者からの意見は以下のとおり。

- ・ 人権への関心が低い層への対策を検討すべきである。
- ・ ヘイトスピーチなど外国籍県民等をはじめとするマイノリティへの排斥的な風潮が強まっていると感じる。生きづらさを感じてしまうなど、子どもへの影響も懸念される。
- ・ 津久井やまゆり園事件から10年を迎えるこのタイミングで「ともに生きる」を強く打ち出してほしい。
- ・ 「働く人の人権」に関して、カスタマーハラスメントなど、職場におけるハラスメントについて対策が必要である。
- ・ 相談窓口に関して、相談者から信頼されるような体制構築が必要である。

(4) 改定の方向性

ア 人権教育・人権啓発の推進

人権意識調査の結果から、子どもへの人権教育だけでなく、人権への関心が低い傾向がある働く世代への人権啓発の推進

イ 相談・支援体制

人権意識調査において人権が尊重されていないと感じたことがあると回答した人の中で、誰にも相談しなかった人が多かったことから、相談者が相談してよかったと思えるような、当事者目線に立った相談体制の充実及び周知の強化

ウ 関心の低い人権課題への対応

人権意識調査の「人権が尊重されていない状況」や「人権を守るために必要なこと」を問う設問において、「特にない」と回答した割合が他に比べ多かった人権課題について、理解促進に向けた取組の強化

エ 子ども

「神奈川県こども目線の施策推進条例」の制定等のこども目線に立った新たな取組等の反映

オ 女性

- ・ ジェンダーにかかる人権課題に対する取組等の反映について検討
- ・ 川崎市での事件を受け、DV・ストーカー被害者支援施策の取組の強化

カ 障がい者

「ともに生きる社会かながわ憲章」の普及、「当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」の制定等、当事者目線の障害福祉の実現に向けた新たな取組等の反映

キ 同和問題（部落差別）

同和問題（部落差別）について、正しい情報を伝えるとともに、インターネット上の差別的な投稿に対する取組の推進

ク 外国籍県民等

県内の状況を鑑み、ヘイトスピーチに対し、より効果的な啓発・注意喚起等の取組の強化

ケ 犯罪被害者等

川崎市での事件を受け、DV・ストーカー被害者支援施策の取組の強化

コ インターネットによる人権侵害

SNS等での悪質な投稿に対する取組等の強化

サ 働く人の人権

人権意識調査の結果や懇話会において、職場におけるカスタマーハラスメントやパワーハラスメントが大きな問題となっており、人権課題として新たに位置付ける。

(5) 改定骨子案

別紙のとおり

(6) 今後の予定

- |        |   |
|--------|---|
| 令和8年8月 | かながわ人権政策推進懇話会において改定素案を説明                  |
| 9月     | 第3回県議会定例会文教常任委員会に改定素案を報告                  |
| 10月    | 改定素案に対するパブリック・コメントの実施                     |
| 令和9年1月 | かながわ人権政策推進懇話会において改定案を説明                   |
| 3月     | 第1回県議会定例会文教常任委員会に改定案を報告<br>教育委員会会議に改定案を付議 |

## かながわ人権施策推進指針（骨子案）

## 改定指針(案)【令和9年3月】

## 第1章 人権施策の取組みの経緯

## 第2章 県内の現状と課題（人権意識調査の結果等）

## 第3章 指針の基本的な考え方

（ともに生きる社会の実現）

- 1 指針の目標
- 2 基本理念
- 3 指針の性格

## 第4章 施策推進にあたっての県の基本姿勢（略）

## 第5章 人権教育・人権啓発の推進

（働く世代への人権啓発）

- 1 人権教育の推進
- 2 人権啓発の推進

## 第6章 相談・支援体制

（当事者目線に立った相談体制の充実）

- 1 県の相談・支援体制の充実
- 2 救済関係機関・NGO・NPO等相互の協働・連携強化
- 3 人権相談窓口の情報提供
- 4 緊急一時保護機能の充実
- 5 相談員研修の充実

## 第7章 分野別施策の方向

## 1 子ども

（こども目線条例等こども目線に立った施策推進の新たな取組み等の反映）

## 2 女性

（ジェンダーにかかる人権課題）

（DV・ストーカー被害者支援施策の取組みの強化）

## 3 障がい者

（ともに生きる社会かながわ憲章の普及、当事者目線の障害福祉の実現に向けた新たな取組み等の反映）

## 4 高齢者

## 5 疾病等にかかる人権課題

## 6 同和問題

（インターネット上の差別的な投稿に対する取組みの推進）

## 7 外国籍県民等

（ヘイトスピーチに対するより効果的な啓発・注意喚起等の取組みの強化）

## 8 貧困等にかかる人権課題

## 9 犯罪被害者等

（DV・ストーカー被害者支援施策の取組みの強化）

## 10 北朝鮮当局によって拉致された被害者等

## 11 性的マイノリティ

## 12 インターネットによる人権侵害

（SNS等での悪質な投稿に対する取組み等の強化）

## 13 様々な人権課題

（「働く人の人権」を新たに位置付け）

## 第8章 人権施策の推進体制等

（組織再編を反映）

## 現行指針【令和4年3月】

## 第1章 人権施策の取組みの経緯

## 第2章 指針の基本的な考え方

- 1 指針の目標
- 2 基本理念
- 3 指針の性格

## 第3章 施策推進にあたっての県の基本姿勢（略）

## 第4章 人権教育・人権啓発の推進

- 1 人権教育の推進
- 2 人権啓発の推進

## 第5章 相談・支援体制

- 1 県の相談・支援体制の充実
- 2 救済関係機関・NGO・NPO等相互の協働・連携強化
- 3 人権相談窓口の情報提供
- 4 緊急一時保護機能の充実
- 5 相談員研修の充実

## 第6章 分野別施策の方向

## 1 子ども

## 2 女性

## 3 障がい者

## 4 高齢者

## 5 疾病等にかかる人権課題

## 6 同和問題

## 7 外国籍県民等

## 8 貧困等にかかる人権課題

## 9 犯罪被害者等

## 10 北朝鮮当局によって拉致された被害者等

## 11 性的マイノリティ

## 12 インターネットによる人権侵害

## 13 様々な人権課題

## 第7章 人権施策の推進体制等

※凡例： 現行指針から改定する項目

## 5 教員の働き方改革の取組状況について

### (1) 趣旨

「神奈川の教員の働き方改革に関する指針（以下「指針」という。）」（令和7年3月改定）に基づき、県教育委員会と県域の市町村教育委員会が一体となって、子どもたちへのより良い教育を実現するため、働き方改革を加速化している。

### (2) 指針の概要

教員の働き方改革の実現に向けた基本的な考え方や、取組の方向性を示すもの。対象期間は令和11年度までの概ね5年とし、令和7年度から9年度までの3年間で「重点改革期間」に設定し、市町村への強力な支援などにより、目標の早期達成を目指す。

### (3) 目標に対する実績（令和7年度）

#### ア 長時間勤務の是正

(ア) 時間外在校等時間 月45時間超の教員の割合 0%

県立学校		市町村立学校(政令市除く)	
高等学校	特別支援学校	小学校	中学校
12.6%(12.8%)	4.9%(5.3%)	21.4%(23.6%)	38.2%(39.6%)

※括弧書きは令和6年度実績。

(イ) 時間外在校等時間 年360時間超の教員の割合 0%

県立学校		市町村立学校(政令市除く)	
高等学校	特別支援学校	小学校	中学校
27.4%(26.8%)	11.3%(12.5%)	40.5%(46.8%)	61.6%(64.8%)

※括弧書きは令和6年度実績。

#### イ ウェルビーイングの向上

(ア) 「現在の職場を働きやすい職場」と感じている教員の割合 80%以上

県立学校	市町村立学校(政令市除く)
74.8%(72.3%)	79.6%(—)

※括弧書きは令和6年度実績。

(イ) 「仕事にやりがいがある」と感じている教員の割合 80%以上

県立学校	市町村立学校(政令市除く)
86.3%(86.0%)	89.6%(—)

※括弧書きは令和6年度実績。

(4) 国の動向及び県の対応

令和7年6月に改正された公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法により、各教育委員会に地域の実情に応じた「業務量管理・健康確保措置実施計画（以下「実施計画」という。）」の策定・公表が義務付けられた。

本県では、実施計画の義務付けを受けて、令和8年3月に指針を基本として策定した「神奈川県立学校の教員の業務量管理・健康確保措置実施計画」に基づき、取組を進めていく。

(5) 令和8年度の主な取組

ア 県立学校の取組

- (ア) 業務アシスタントの全校2名配置
- (イ) 部活動指導員の配置拡充（49人→53人）
- (ウ) 生成AIを活用した校務サポートシステムの運用
- (エ) 県立学校問題解決サポートダイヤルの運営
- (オ) 県立学校働き方改革アドバイザーの派遣

イ 市町村立学校（政令市を除く）への主な支援

- (ア) スクール・サポート・スタッフの全校配置
- (イ) 小学校中・高学年における教科担任制の対象校拡大（108人→132人）
- (ウ) 35人以下学級の中学校1年生の実施（139人増）
- (エ) 部活動の地域展開に係る地域クラブの活動費への支援、コーディネーターの配置の拡充
- (オ) 市町村立学校働き方改革加速化補助金

## 6 新たな職「主務教諭」の導入について

### (1) 趣旨

令和7年6月に改正された公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等により、組織的な学校運営及び指導の促進のために、新たな職として主務教諭の設置が可能となったことから、本県における新たな職の導入について、検討状況及び今後の予定を報告する。

### (2) 検討の経緯

#### ア 背景

国は、学校が組織的に対応すべき事象が多様化、複雑化していること等を踏まえ、組織的・機動的な学校運営体制の充実を図るため、令和8年4月から、各教育委員会の判断において、学校の教育活動に関し教職員間の総合的な調整を行う主務教諭を設置できることとした。

#### イ 本県の状況

本県では、平成18年度からグループリーダー等としての総括教諭を設置し、学校が様々な教育課題に組織的に対応できる体制を整備している。

一方、本県の学校現場においても、いじめや暴力行為、不登校児童・生徒数の増加など、子どもの抱える困難は、ますます多様化、複雑化しており、学校の組織体制を更に強化していく必要がある。

### (3) 新たな職「主務教諭」の設置について

#### ア 設置の考え方

本県の状況や国が主務教諭を創設した趣旨を踏まえ、組織的・機動的な学校運営体制の更なる充実を図るため、教職員間の総合的な調整や若手教員への支援などの役割を担う新たな職を設置する。

#### イ 新たな職の概要

##### (ア) 名称

主務教諭

(イ) 職務

a 児童・生徒の教育、養護又は栄養の指導及び管理

b 教職員間の総合的な調整

(例) グループ内の個々の業務の中核

地域や専門機関との調整などを中核となって対応

若手教員への助言・支援

(ウ) 処遇

主務教諭は、その職務と責任を踏まえ、教育職給料表の2級（教諭）と3級（総括教諭）の間に新たな級（新3級）を創設し、適切な処遇を検討する。

(エ) 導入時期

令和9年4月

(4) 今後の予定

令和8年9月 管理運営規則の改正

12月 第3回県議会定例会に給与条例等改正案を提出

令和9年2月～ 人事異動内示

4月 主務教諭の職の発令

## 7 公立中学校における部活動の地域展開に係る神奈川県の方針素案について

### (1) 作成の経緯

国は、令和7年12月に、「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」（以下「国のガイドライン」という。）を策定した。

これを受け県では、令和5年10月に策定した「公立中学校における部活動の地域移行に係る神奈川県の方針」を改訂するため、「公立中学校における部活動の地域展開に係る神奈川県の方針」素案を作成した。

### (2) これまでの経過

令和8年3月 第1回県議会定例会文教常任委員会に県方針の改訂イメージを報告

5月 公立中学校における部活動の地域展開に係る神奈川県の方針改訂検討会（以下「検討会」という。）において方針素案を審議

### (3) 方針素案の概要

#### ア 目的

国のガイドラインで示された部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する国としての基本的な考え方・具体的な取組方針等及び県内の中学生のスポーツ・文化芸術等の環境を取り巻く地域の実情を踏まえ、公立中学校における部活動の地域展開（以下「地域展開」という。）に係る県としての基本的な考え方及び取組の方向等を示す。

#### イ 対象期間

国が示した令和8年度から13年度までの改革実行期間を対象とする。また、改革実行期間の前期（令和8年度から10年度）の取組状況及び前期の終了時に国が実施する中間評価を踏まえ、必要な見直しを行う。

#### ウ 基本的な考え方

##### (ア) 休日

改革実行期間内に、原則、すべての学校部活動において地域展開の実現を目指す。

また、改革実行期間前期の間に、すべての市町村において地域展開等に着手できるよう、広域自治体としてのリーダーシップを発揮し、市町村に対する相談・伴走支援や地域展開に向けた広域的な基盤づくりを行う。

なお、生徒のニーズや地域の実態など、市町村の特殊な事情により地域展開がなじまない場合には、地域の実情等に応じた取組を進める。

(イ) 平日

市町村の実情や取組状況に応じて必要な支援を行う。

また、国の動向や検証を注視し、市町村の実情や先行事例、各種課題等を把握し、平日の地域展開に向けた取組を推進する。

エ 改革実行期間前期において重点的に取り組む内容

- (ア) 地域展開に向けた推進体制の充実・先行事例の共有
- (イ) 指導者の確保と質の保障
- (ウ) 多様な主体との連携による相談・伴走支援の実施
- (エ) すべての人々のスポーツ・文化芸術等の活動の充実

オ 各種課題への対応

国のガイドラインで示された各種課題への対応等を踏まえ、県としての対応の方向等を示すとともに、市町村・学校、地域クラブ活動の運営団体・実施主体の役割を例として示す。

(4) 方針素案

別紙のとおり

(5) 今後の予定

令和8年7～8月 方針素案に対するパブリックコメントの実施  
市町村へ意見照会

10月 検討会において方針案を審議

12月 第3回県議会定例会文教常任委員会に方針案を報告

教育委員会会議に方針案を付議

## 公立中学校における部活動の地域展開に係る神奈川県の方針（素案）

## 公立中学校における部活動の地域展開に係る神奈川県の方針〔令和8年12月〕

## I はじめに

- 1 方針の目的
- 2 方針の対象期間
- 3 方針の対象
- 4 方針の位置づけ

(Ⅲに移動)

II 本県における地域展開

- 1 基本的な考え方
- 2 改革実行期間前期において重点的に取り組む内容
- 3 地域クラブ活動の在り方及び認定制度
- 4 地域クラブ活動における運営団体と実施主体
- 5 各種課題への対応

III （関係資料1）県内の公立中学校における部活動を取り巻く状況

- 1 少子化の進行状況とその影響
- 2 県内のスポーツ団体、指導者、活動場所等の状況

IV （関係資料2）改革推進期間における県内の取組と総括

- 1 県の取組
- 2 市町村の取組
- 3 県内の地域移行の進捗状況
- 4 改革推進期間における総括（成果と課題）

(削除)

## 公立中学校における部活動の地域移行に係る神奈川県の方針〔令和5年10月〕

## I はじめに

- 1 方針策定の経緯・趣旨
- 2 方針の性格
- 3 方針の対象

II 県内の公立中学校における部活動を取り巻く状況

- 1 少子化の進行状況とその影響
- 2 県内のスポーツ団体、指導者、活動場所等の状況

III 本県における地域移行について

- 1 基本的な考え方
- 2 地域移行を進める体制づくり
- 3 段階的な地域移行に向けた取組
- 4 大会等の参加の在り方の見直しと参加機会の確保

(Ⅱから移動)

(新規)

IV 地域移行に向けて

- 1 地域移行に向けた様々な選択肢
- 2 おわりに

※下線部が現行方針から改訂する項目

8 県立学校における部活動の貸切バス移動の実態把握に関する調査結果について

(1) 調査の趣旨

5月に福島県の磐越自動車道において発生した事故を受け、県立学校における部活動の貸切バス移動の実態を把握するため、調査を実施した。

(2) 調査期間

令和8年5月19日～5月29日

(3) 調査対象

県立高等学校（全日制、定時制、通信制）133校、県立中等教育学校（前期課程、後期課程）2校、特別支援学校29校。

各校種における設置課程等は下表のとおり。

校種	課程	設置数
高等学校	全日制	130
	定時制	20
	通信制	2
中等教育学校	前期課程	2
	後期課程	2
特別支援学校		29
計		185

(4) 調査方法

グループウェアシステムのアンケート機能を活用して回答。

(5) 調査結果（令和7年度）

6つの問を設定し、回答結果は次のとおりであった。

設問1	利用したことがある	利用したことはない
貸切バスを利用したことがあるか	108課程	77課程

設問 2	運動部活動	文化部活動	計
1年間に貸切バスを利用した延べ回数	619回	131回	750回

設問 3	同乗していた	同乗していなかった	同乗していない時もあった
貸切バスに顧問等の教職員も同乗していたか	106課程	0 課程	2 課程※

※2 課程（校）には、今後教員が同乗するよう指導済み

設問 4 【複数回答可】	学校とバス会社の直接契約	旅行業者等を介しての契約	その他
貸切バスの契約方法について	66課程	84課程	8 課程※

※保護者会による契約、高体連専門部による契約、宿泊先施設の送迎バス利用など

設問 5	点検していた	点検していなかった
管理職は、移動方法・内容等について十分な確認を行い、安全・安心な活動であるか点検していたか	185課程	0 課程

設問 6	周知していた	周知していなかった
学校は、遠征等の実施前に生徒・保護者宛てに計画内容等を周知していたか	185課程	0 課程

(6) 今後の対応

- 文部科学省と国土交通省は、6月中にも児童・生徒の移動時の安全確保対策について取りまとめるとしている。これを踏まえ、県教育委員会では、夏季休業までに国の新たな安全確保対策を各学校へ周知する。
- 部活動指導ハンドブックに貸切バス利用時の安全確保に関する留意

点を明記するなどの改訂を行う。

- 各学校に対して、危機管理マニュアルの記載内容の点検指示及び必要に応じた改訂等についての指示を行う。

9 令和7年度学校生活全般における体罰等の実態把握に関する調査結果について

(1) 県立学校における体罰等調査

ア 調査の目的

県立学校における体罰等の実態を把握し、具体的な事案に対しては適切な対応を講ずることで、児童・生徒が安全かつ安心して学校生活を送ることができる環境を整備する。

イ 調査対象等

高等学校、中等教育学校、特別支援学校のすべての児童・生徒（約118,600人）及び保護者、教職員等（外部指導者を含む）（約16,000人）

ウ 調査対象期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

エ 調査方法

- (ア) 児童・生徒及び保護者は、スマートフォン等から回答するか、回答用紙を県教育委員会に郵送（ともに無記名回答可）
- (イ) 教職員等は、原則、回答用紙に記名の上で校長に提出

オ 調査の結果

調査によって把握した体罰等事案の状況

	調査対象	体罰	不適切な指導
7年度	児童・生徒及び保護者	1	10
	教職員等	0	7
	合計	1	17
(参考) 6年度	児童・生徒及び保護者	2	16
	教職員等	0	7
	合計	2	23

令和7年度の体罰等の事例（県立学校）

【体罰】

○ 児童・生徒及び保護者からの申告

- ・ 授業中、机に伏せて寝ていた生徒に指導する際、当該生徒の腕を素手で2回叩き、大声で叱責した。

【不適切な指導】

- ・ ホームルーム中、スマートフォンを出している生徒が複数おり、注意したが指示に従わなかったため、クラス全体に「スマホがち割るぞ」と発言した。
- ・ 授業中、ハサミで髪をいじっていた生徒に注意したところ、その行為はやめたものの、後ろの生徒と話し始めたため、「いいかげんにしなさい、大馬鹿者」と発言した。
- ・ 部活動の練習前後に、遅刻や欠席が多かった生徒に対し、「ぶっとばす」「やる気がないならやめちまえ」「お前は知らない」などと発言した。

(2) 市町村立学校（政令3市を除く）における体罰等調査

ア 調査対象等

小学校、中学校、高等学校、特別支援学校のすべての児童・生徒（約219,100人）及び保護者、教職員等（約18,600人）

イ 調査対象期間

令和7年4月1日から市町村ごとに定めた調査の回答記入日まで

ウ 調査の結果

調査によって把握した体罰等事案の状況

	調査対象	体罰	不適切な指導
7年度	児童・生徒及び保護者	2	47
	教職員等	1	30
	合計	3	77
(参考) 6年度	児童・生徒及び保護者	1	85
	教職員等	3	19
	合計	4	104

## 令和7年度の体罰等の事例（市町村立学校）

### 【体罰】

- 児童・生徒及び保護者からの申告
  - ・ 部活動の大会中に「調子に乗っているから、負けるんだ」「ふざげんな」と発言し、生徒の背中を叩いた。
  - ・ ライトを目に当てた。デコピンをした。蹴った。
- 教職員等からの申告
  - ・ 部活動の試合後、負けて戻ってきた生徒に対し、防具の上から胸の辺りをげんこつで殴った。

### 【不適切な指導】

- ・ 休み時間、教室の前の廊下で注意喚起のための養生テープを貼っている児童に対し、「こんなところに貼ってんじゃねーよ」などと言いながら剥がした。
- ・ 授業中、課題を忘れてしまった生徒に対して「ボケナス」と発言した。
- ・ クラスの児童に向かって、「これまでで一番できない子たちだ」という発言があった。
- ・ 部活動の指導中、強い口調で指導することがあり、怒りを抑えきれず自分のボールペンを折った。

(3) 令和7年度の体罰事案の状況

今回の体罰等調査によって把握した事案4件（県立学校1件、市町村立学校3件）を加え、11件（県立学校5件、市町村立学校6件）であった。

ア 県立学校

場面	校種	7年度				(参考)	
		高等学校	中等教育学校	特別支援学校	合計	6年度	5年度
授業中		3(1)	0	0	3(1)	1(1)	1(1)
部活動中		0	0	0	0	6(1)	3
特別活動中 (部活動以外)		1	0	0	1	0	1
その他 (昼休み・放課後等)		1	0	0	1	1	1
合計		5(1)	0	0	5(1)	8(2)	6(1)

※括弧書きは体罰調査で把握した件数(内数)

イ 市町村立学校

場面	校種	7年度				(参考)	
		小学校	中学校	高等学校 特別支援学校	合計	6年度	5年度
授業中		1	0	0	1	1	2
部活動中		0	3(2)	0	3(2)	2(1)	2
特別活動中 (部活動以外)		0	0	0	0	0	0
その他 (昼休み・放課後等)		1	1(1)	0	2(1)	5(3)	3
合計		2	4(3)	0	6(3)	8(4)	7

※括弧書きは体罰調査で把握した件数(内数)

ウ 総合計

場面	年度	7年度	(参考)			
			6年度	5年度	4年度	3年度
授業中		4(1)	2(1)	3(1)	3	5(2)
部活動中		3(2)	8(2)	5	1	3
特別活動中 (部活動以外)		1	0	1	1(1)	1
その他 (昼休み・放課後等)		3(1)	6(3)	4	2	0
合計		11(4)	16(6)	13(1)	7(1)	9(2)

※括弧書きは体罰調査で把握した件数(内数)

#### (4) 総括

##### ア 県立学校

体罰の総数は前年度の8件から5件に減少した。

場面別では、授業中における体罰は前年度の1件から3件に増加し、特別活動中における体罰は前年度の0件から1件に増加した。また、その他（昼休み・放課後等）における体罰は前年度と同じ1件であった。また、部活動中における体罰は前年度の6件から0件に減少した。

##### イ 市町村立学校

体罰の総数は前年度の8件から6件に減少した。

場面別では、部活動中における体罰は前年度の2件から3件に増加した。また、授業中における体罰は前年度と同じ1件で、特別活動中における体罰は前年度と同じ0件であった。また、その他（昼休み・放課後等）における体罰は前年度の5件から2件に減少した。

#### (5) 今後の対応

今後も体罰等の根絶に向けて、継続的に取組を進める必要がある。

各学校では、児童・生徒指導や部活動において、体罰等の未然防止のための環境整備や体罰防止リーフレットの活用、人権教育研修の実施等を行い、体罰等を許さない学校風土づくりに努める。

また、令和7年度の体罰事案及び不適切な指導事案の事例について、各学校へフィードバックすることにより、教職員の意識啓発を図る。

## 10 児童・生徒を「闇バイト」等の犯罪に加担させないための取組について

### (1) 趣旨

栃木県で発生した強盗殺人事件で、神奈川県在住の複数の高校生が逮捕されたこと等を踏まえ、「闇バイト」等の犯罪に加担させないための取組状況等を報告する。

### (2) 事件の概要

令和8年5月14日、栃木県上三川町において発生した強盗殺人事件で、相模原市と川崎市の複数の高校生が、「匿名・流動型犯罪グループ」の実行役及びリクルーター役として、同日以降、強盗殺人容疑等で警察に逮捕されたという報道があった。

### (3) これまでの取組

#### ア 県警察との連携

- 学校・警察連絡協議会において、県警察から闇バイト等の犯罪の状況等について情報共有し、学校で周知等
- 警察官などが講師となり、社会のルールを守ることの大切さなどについて講演を行う、非行防止教室の実施

#### イ 生徒への啓発等

- 加害者にも被害者にもならないよう、ショートホームルーム、終業式等を活用して、闇バイトの実態や危険性などの非行未然防止等について生徒へ意識啓発
- 企業の協力による携帯電話教室を実施し、SNS等を通じて犯罪につながる危険な誘い等、具体的な事例を取り上げた注意喚起・啓発

### (4) 本事件発生後の取組

#### ア 会議等での周知

教育課程説明会（副校長又は教頭対象（5月21日開催））、県警察本部担当者を招いた児童・生徒担当者会議（5月22日開催）において、「闇バイト」の注意喚起・啓発について周知等

#### イ 「闇バイト」等に関する通知発出（5月28日付）

児童・生徒や保護者に対して、改めて「闇バイト」に関する注意喚

起・啓発を夏季休業までに実施するよう、県立学校長宛に通知し、翌29日、各市町村教育委員会教育長宛に同様の通知を発出

(5) 今後の対応

今後も県警察等と連携を図りながら、児童・生徒が「闇バイト」の危険性等について自分事として捉えられるよう、引き続きあらゆる機会を通じて、注意喚起・啓発を行っていく。